

労働者派遣法に基づく情報公開

一般社団法人A・A・I

香川県高松市西宝町3丁目6番22号 2階

許可番号 派 37-300287

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報を公開します。

対象期間 令和7年度

①派遣労働者数の数

派遣労働者数の数（2026年3月31日付）	0	（人）
雇用安定措置を講じた人数（2026年3月31日付）	0	（人）

②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	2	（件）
--------	---	-----

③派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	30,653	（円）
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	20,922	（円）
マージン率	31.7	（%）

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

マージンには、派遣労働者の社会保険料・有給休暇費用・福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

④労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	薬剤師・医療事務・調剤薬局事務
当該労使協定の有効期間の終期	2027年 3月 31日

⑤派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	費用負担	賃金支給
〈入社時等基礎的訓練〉 個人情報保護研修	初めて派遣する者	OFF-JT	なし	有給
〈入社時等基礎的訓練〉 セキュリティ研修	初めて派遣する者	OFF-JT	なし	有給
〈入社時等基礎的訓練〉 ビジネスマナー研修	初めて派遣する者	OFF-JT	なし	有給
〈職能別訓練〉 医療等専門研修	派遣中	OFF-JT	なし	有給
〈階層別訓練〉 管理職研修	入社2年目	OFF-JT	なし	有給
〈階層別訓練〉 医療等専門知識向上	入社4年目以降	OFF-JT	あり	無給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 本社 電話番号 087-837-2240

⑥その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険・年次有給休暇・労働者災害補償保険・定期健康診断・産前産後・育児休業制度
--